

平成 27 年度室蘭市役所エコオフィスプラン 重点調達品目

下記品目を購入又はリースする際は可能な限り、基準 1 又は基準 2 に適合する製品等を選択して調達すること。

品目		基準 1	基準 2	調達目標	
紙類	コピー用紙・印刷用紙 (カラー用紙以外)	総合評価値が 80 以上		100%	
	印刷用紙(カラー用紙)	総合評価値が 80 以上		100%	
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率 70%以上かつ、白色度 70%程度以下		100%	
	納入印刷物	総合評価値が 80 以上 (冊子は表紙を除く)		100%	
	事務用封筒	古紙パルプ配合率 40%以上		100%	
	トイレトペーパー	古紙パルプ配合率 100%		100%	
文房具	フラットファイル	表紙が古紙パルプ配合率 70%		100%	
	パイプ式ファイル	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率 70%以上		100%	
	鉛筆	間伐材等の木材が使用されていること。		100%	
	シャープペンシル	主要材料が再生プラスチックの場合、プラスチック重量の 40%以上		100%	
	シャープペンシル替芯	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上		100%	
	ボールペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上		100%	
	マーキングペン	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上		100%	
	スタンプ台	本体の再生プラスチック割合が製品全体重量の 70%以上		100%	
	朱肉	本体の再生プラスチック割合が製品全体重量の 70%以上		100%	
	消しゴム	巻紙の古紙パルプ配合率が 50%以上		100%	
	のり(液状・澱粉・固形・テープ)	容器又はケースの再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上		100%	
	付箋紙	古紙パルプ配合率が 70%以上		100%	
	インデックス	古紙パルプ配合率が 70%以上		100%	
	タックラベル	古紙パルプ配合率が 70%以上		100%	
	事務用修正具(テープ)	本体の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 70%以上		100%	
	事務用修正具(液状)	容器の再生プラスチック割合がプラスチック重量の 40%以上		100%	
クラフトテープ	テープ基材が古紙パルプ配合率 40%以上	100%			
OA 機器	コピー機	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達品目等の判断基準に準じる		100%	
	コンピューター				
	プリンター				
	ファクシミリ				
その他	作業服	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達品目等の判断基準に準じる	のいずれかの認定製品	80%	
	作業手袋			80%	
	ブルーシート	使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること		100%	
	消火器	消火薬剤の再生材料が重量比で 40%以上		100%	
	蛍光管 (直管形 40 型蛍光ランプ)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形(Hf)であること。 ②ピッドスタート形又はスター形である場合は、以下基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。		該当環境ラベル無し	100%
	自動車 (特殊用途車除く)	グリーン購入法に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める特定調達物品等の判断基準に準じる		  かつ 	100%

- ※ フォーム用紙とは OA 用連続用紙 (専用帳票除く) のこと
- ※ コピー用紙には、コピー機に使用する用紙の他、プリンターやリソグラフで使用する用紙も含まれます。
- ※ 紙類については塗工されていないものが対象
- ※ パイプ式ファイルの商品名 (例) ドッチファイル、チューブファイル等
- ※ 自動車やコピー機等 OA 機器については購入のみではなく、新規リースも対象